

みんなが 働きやすく！

職場環境づくりで、
企業のミライも変えていく

柏崎市中小企業等 女性活躍推進事業助成金

若者に選ばれ、従業員に長く働いてもらうには、働きやすい職場環境が重要です。性別を問わず「みんな」が能力を発揮し、活躍できる職場づくりをしませんか？
柏崎市は、職場環境の整備などに取り組む中小企業等を応援します。

助成対象事業の例

ソフト面



労働条件の見直しなど
就業規則の改正

他にも…

- ・女性社員が受講する通信教育などの費用負担
- ・社内で活躍する女性や支援制度などの紹介を自社ホームページで行う など



両立支援制度に関する
ガイドブックの作成

ハード面



女性専用トイレ
または更衣室などの設置

新たに設置した場合の工事費など

ソフト面で、二つ以上の
取組目標を達成

30 万円

※各1回限り

ハード面の環境整備や、
備品購入に要した経費

限度額 50 万円

※助成対象経費の3分の2以内

取組目標達成後、
3年以内に数値目標を達成

20 万円

助成対象

常時雇用する労働者が300人以下で、
次の全てに該当する中小企業等

- 柏崎市内に本社または本部などを有している
- 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している
- 一般事業主行動計画を都道府県労働局に届け出ている、
またはハッピー・パートナー企業に登録している など

※助成金の交付決定前に実施・発注
したものは対象外です。

※助成制度の詳細については、市ホームページをご確認いただくか、商業観光課へお問い合わせください。

問い合わせ先

柏崎市産業振興部 商業観光課

TEL 0257-21-2335



申請から交付決定まで

1. 交付申請書（添付書類を含む）を提出

事業者 ⇒ 市

提出書類

- ☐ 交付申請書（第 1 号様式）
- ☐ 実施計画書
- ☐ 収支予算書（備品購入またはハード面での環境整備事業の場合のみ）
- ☐ 備品購入やハード整備事業に係る資料
（見積書、工事図面、備品の場合はカタログなど）の写し
- ☐ 労働協約または就業規則の写し
- ☐ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の写し
- ☐ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定・変更届の写し
またはハッピー・パートナー企業登録証の写し
- ☐ 直近の市税の納税証明書
※市役所 1 階 3 番窓口で発行します。証明書申請時に代表者印が必要です。

2. 現地確認・書面審査を実施

市 ⇒ 事業者

交付申請書受理後に、現地確認の有無と実施日などをお知らせします。

3. 助成金の交付決定を通知

市 ⇒ 事業者

※交付申請書受理から
2～3 週間程度を予定

助成金の対象事業に係る契約や発注などは、必ず交付決定後に行ってください。

4. 実績報告書（添付書類を含む）を提出

事業者 ⇒ 市

提出書類

- ☐ 実績報告書（第 7 号様式）
- ☐ 実施報告書
- ☐ 取組目標を達成したことを検証できる資料
- ☐ 収支決算書（備品購入またはハード面での環境整備事業の場合のみ）
- ☐ 支払いを証する書類（請求書および領収書の写し）
- ☐ 備品使用時の写真、工事前後の図面・写真など

5. 審査の実施

市 ⇒ 事業者

助成金の対象となる事業の現物確認および成果に係るヒアリングなどを行います。

6. 助成金の交付

市 ⇒ 事業者

助成金の額の確定通知後、おおむね 30 日後に交付します。

支払い完了後
から助成金交付まで
事業実施